

環境省は現在、被災地域以外の地方公共団体の焼却、最終処分場などで、受け入れ可能な廃棄物、受入量がどの程度あるかを調査している。今後、可能な限り被災地で発生した廃棄物処理の協力を依頼するという。

同省が19日までにまとめた各県の災害廃棄物処理の進捗状況によると、岩手県は沿岸12市町村で71カ所、宮城県は33市町村で108カ所、福島県は22市町村で96カ所の仮置き場を設置している。林野庁も12日までに、宮城県岩沼市、名取市の

## 環境省、広域処理を検討

各県の仮置き場の設置状況

(19日現在)

|     |                                                                                                                                                                                                        |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 青森県 | ○災害廃棄物のうち約3分の1を仮置き場に搬入済み。市町村の焼却施設に余裕がないことから、可能な限り分別する。分別作業は市職員、市の委託業者が実施する。                                                                                                                            |
| 岩手県 | ○沿岸12市町村すべてで計71カ所を設置、業者との委託契約を結ぶ。現在、確認できる仮置き場の面積は120ha、県は必要面積を300haと見込む。<br>○野田村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、陸前高田市の6市町村と県との間で、県への事務委託に関する規約を締結している。                                                               |
| 宮城県 | ○33市町村で計108カ所の仮置き場を設置。仙台市、塩釜市、気仙沼市、多賀城市、岩沼市、東松島市、松島市、七ヶ浜町、利府町の9市町で業者との委託契約を結ぶ。県は公有地(国、県、市町)約450haを確保する。<br>○沿岸15市町村のうち、仙台市を除く14市町で焼却や処分などについて県への事務委託を行う。県と仙台市は塩分を大量に含んだ木材や家具家財を燃やすための仮設焼却炉(9基)の建設を準備中。 |
| 福島県 | ○22市町村で計96カ所の仮置き場を設置。いわき市、相馬市、南相馬市、会津若松市、会津坂下町では業者との委託契約を結ぶ。その他市町村は住民による搬入のみが行われている。<br>○県と市町村との間で県への事務委託を行う予定はないという。                                                                                  |
| 茨城県 | ○沿岸部の市町村のうち、被害の大きかった地域は現在も撤去作業中。内陸部では仮置き場への搬入はほぼ終了している。                                                                                                                                                |

海岸林約135ha、仙台市、亶理町、山元町の海岸林約181ha、仙台市の海岸林約57haを災害廃棄物の一時置き場として無償貸与している。岩手県は6市町村、宮城県は仙台市を除く沿岸14市町村で県に災害廃棄物に関する事務を委託するが、福島県は市町村が事務を行っていくという。